

一般セーフガードと特別セーフガードの比較

	一般セーフガード（SG）	特別セーフガード（SSG）
措置内容	関税引上げ または 輸入数量制限	関税引上げ 数量ベース:通常関税の1/3の追加関税 価格ベース:下落率に応じて最大52%の追加関税
対象品目	全品目（鉱工業品と農林水産物）	UR合意関税化品目（農産物）
発動要件	・ 輸入の急増により、国内産業に重大な損害又はその恐れがあり、国民経済上緊急に必要があると認められるとき	・ 輸入基準数量を超える輸入の増大 【数量ベース】 ・ 発動基準価格を下回る輸入価格の低下 【価格ベース】
発動手続	・ 調査により立証 (大蔵、通産、農水省による調査)	・ 自動発動
発動期間	・ 原則4年以内(最長8年) (同品目について措置がとられた期間と同期間は発動不可)	・ 数量ベース：翌々月から当該年度末まで ・ 価格ベース：要件を満たした船荷ごとの単発
根 拠	・ GATT 第19条 ・ WTOセーフガード協定	・ WTO農業協定 第5条
	・ 関税引上げ：関税定率法 ・ 輸入数量制限：外為法	・ 関税暫定措置法
備 考	・ 影響国に対し補償措置(他品目の関税下げ等)をとるよう努力する必要がある ・ 相手国から対抗措置の可能性あり(絶対輸入量の増加の場合、発動から最初の3年間はなし) ・ SSGとの併用は不可	・ 補償措置は必要なし ・ 対抗措置はとれない ・ SGとの併用は不可 ・ 改革過程の期間中、有効 ・ 国家貿易品目、関税割当品目(1次)については、発動対象外。